

令和6年度 特定施設入居者生活介護 指摘事項一覧

3事業所中

番号	分類	指導内容	根拠法令	指摘 事業所数
1	従業員の員数	生活相談員の配置が確認できない事例がありました。管理者等との兼務により配置している場合は、兼務関係等を勤務表上明確にし、置くべき従業者の員数を配置してください。	都条例第111号第231条第1項 都条例施行要領第三の十の3 (11)①	1
2	秘密保持	利用者本人又は利用者の家族の個人情報を用いる場合の同意をあらかじめ得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	都条例第111号第236条で準用する第34条第3項 都条例施行要領第三の十の3 (19)で準用する第三の一の3の (25)③	1